

平成27年度 フォローアップ研修B 第1回 「子ども理解の方法」

大阪府教育センター
支援教育推進室

本日の流れ

- 1 本日の研修のねらいと内容
- 2 自立活動とは
- 3 自立活動の目標と6区分
- 4 自立活動の内容
- 5 自立活動の指導
- 6 具体的な指導内容

1 本日の研修のねらいと内容

ねらい

子どもの実態把握の方法や障がいの特性を理解するとともに、自立活動の指導について学ぶ

内容

- 障がいの特性を知り、子どもの実態を的確に把握する方法を学ぶ
- 特別支援学校学習指導要領解説自立活動編を活用して、自立活動の目標、内容等について学ぶ

2 自立活動とは

1 支援学校の目的と自立活動

学校教育法第72条

「**特別支援学校**は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に**準ずる教育**を施すとともに、**障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。**」

学校教育法 昭和二十二年三月三十一日（法律第二十六号）

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

準ずる教育

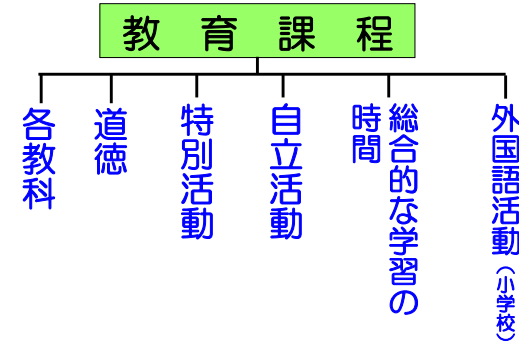
原則として「同一」という意味。

児童生徒の障がいの実態などから、完全に同一であることが難しいので考慮すべきことを示している。

「新しい教育課程と学習活動」

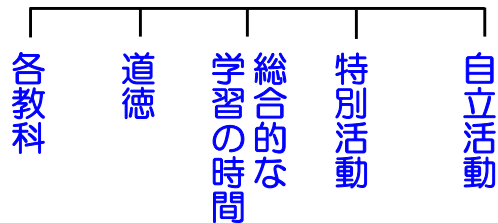
全国特別支援学校知的障害教育校長会編著 東洋館出版社

教育課程を構成する要素



知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動（特別支援学校小学校・中学校学習指導要領 総則より）

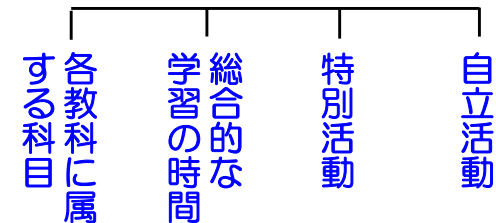
中学部の教育課程



○知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動

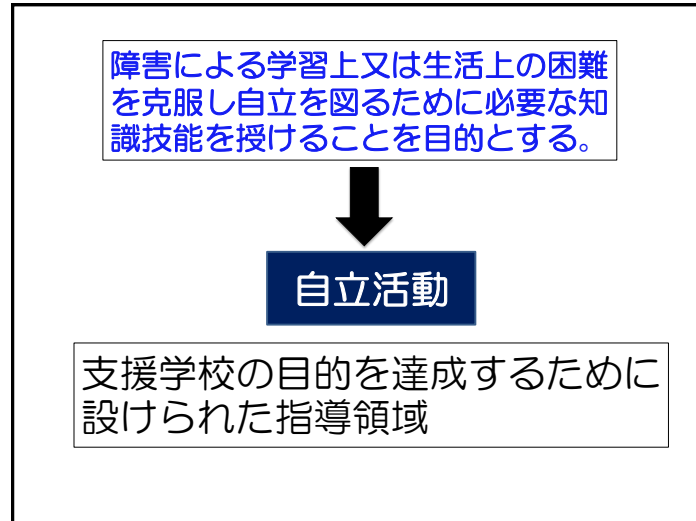
（学校教育法施行規則第127条の2より）

高等部の教育課程



○知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科及び第二百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動

（学校教育法施行規則第128条の2より）



3 自立活動の目標と6区分

自立活動の目標

「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う。」

特別支援学校学習指導要領解説
自立活動編(幼稚園・小学部・中学部・高等部)より

自立活動の内容の考え方

人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素と障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」

特別支援学校学習指導要領解説
自立活動編(幼稚園・小学部・中学部・高等部)より

それらの代表的な要素である**26項目**を

- 「健康の保持」
- 「心理的な安定」
- 「人間関係の形成」
- 「環境の把握」
- 「身体の動き」
- 「コミュニケーション」

の**6つの区分**に分類・整理

4 自立活動の内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

特別支援学校学習指導要領解説

自立活動編(幼稚園・小学部・中学部・高等部)より

5 自立活動の指導

個々の幼児児童生徒の障がいの状態や発達の段階に即して指導を行うことが基本



- ① 個々の幼児児童生徒の**実態の的確な把握**
- ② 個別に**指導の目標**や**具体的な指導内容**を定めた個別の指導計画の作成

自立活動の指導の特色

個別指導の形態で行われることが多いが、指導の目標を達成する上で効果的である場合には、幼児児童生徒の**集団**を構成して指導することも考えられる

自立活動の指導の特色

- ◎ 各教科等の「内容」は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならない内容である。
- ◎ 自立活動の「内容」は、**個々の幼児児童生徒の障がいの状況や発達の程度等に応じて選定されるもの**である。

自立活動の内容は、個々の幼児児童生徒に、その**すべてを指導すべきものとして示されているものではない**



必要な項目を選定し、それらを**相互に関連付けることが重要**

6 具体的な指導内容

(例) 児童：小学部1年生
肢体不自由と知的障がいがあり、障がいの程度が重度である児童

この児童は、日常生活において①体調は安定しているが、音声等の②刺激が乏しくなると眠ることがある。また、環境が変化すると③不安になりやすいが、④よく知っている人がかかると落ち着きを示し、⑤いつも接する教師や家族とのかかわりを喜ぶ。さらに、⑥音の変化に気付き、表情を変え、⑦音源を探索する様子が見られる。そして、玩具が⑧手に触れるとつかむが、⑨自分から玩具に手を伸ばそうとはしない。併せて、⑩機嫌のよいときによく発声することなどが観察されている。

6区分への分類と26項目の確認

1 健康の保持	2 心理的な安定	3 人間関係の形成	4 環境の把握	5 身体の動き	6 コミュニケーション



指導目標	
------	--



具体的な指導内容

1 健康の保持	2 心理的な 安定	3 人間関係の 形成	4 環境の把握	5 身体の動き	6 コミュニ ケーション

具体的な指導内容			
----------	--	--	--

宿題

- 1 子どもの観察を行う視点を全区分について書き入れる
- 2 選択した項目について
 - ①この項目について
 - ②具体的な指導内容例と留意点
 - ③他の項目との関連例を読む
- 3 検査等について書き入れる

観察（実態把握の視点）

1 健康の保持	2 心理的な安定
3 人間関係の形成	4 環境の把握
5 身体の動き	6 コミュニケーション

検査など

心理・発達検査など
視機能・視覚認知に関して
言語・コミュニケーションに関して
聴力・聴覚認知に関して
その他